

議案第 2 号 宇都宮都市計画ごみ焼却場の変更

1 - 2 号 宇都宮市下荒針清掃工場の廃止

議案第 3 号 宇都宮都市計画ごみ処理場の変更

1 - 1 号 宇都宮市プラスチック製容器包装資源化施設の追加

1 位置と現況



**位置**  
宇都宮市下荒針町・飯田町地内

**現況**  
事業計画地は、市の中心地より西方約 7 km に位置し、南東方向には東北自動車道、南方向には県道 4 号（鹿沼街道）がある。

現在の下荒針清掃工場は、昭和 51 年 3 月に都市計画決定し、その後、平成 12 年 10 月に運転停止している状態である。

2 宇都宮都市計画ごみ焼却場の変更（宇都宮市下荒針清掃工場の廃止）の理由

宇都宮市下荒針清掃工場の施設の老朽化及び社会情勢の変化により、クリーンパーク茂原（ごみ焼却場）へ処理機能を移行し、平成 12 年 10 月に運転を停止したところである。

今般、宇都宮市プラスチック製容器包装資源化施設を当該清掃工場の跡地に整備するため、当該都市計画を変更し宇都宮市下荒針清掃工場を廃止するものである。

3 宇都宮都市計画ごみ処理場の変更（宇都宮市プラスチック製容器包装資源化施設の追加）の理由

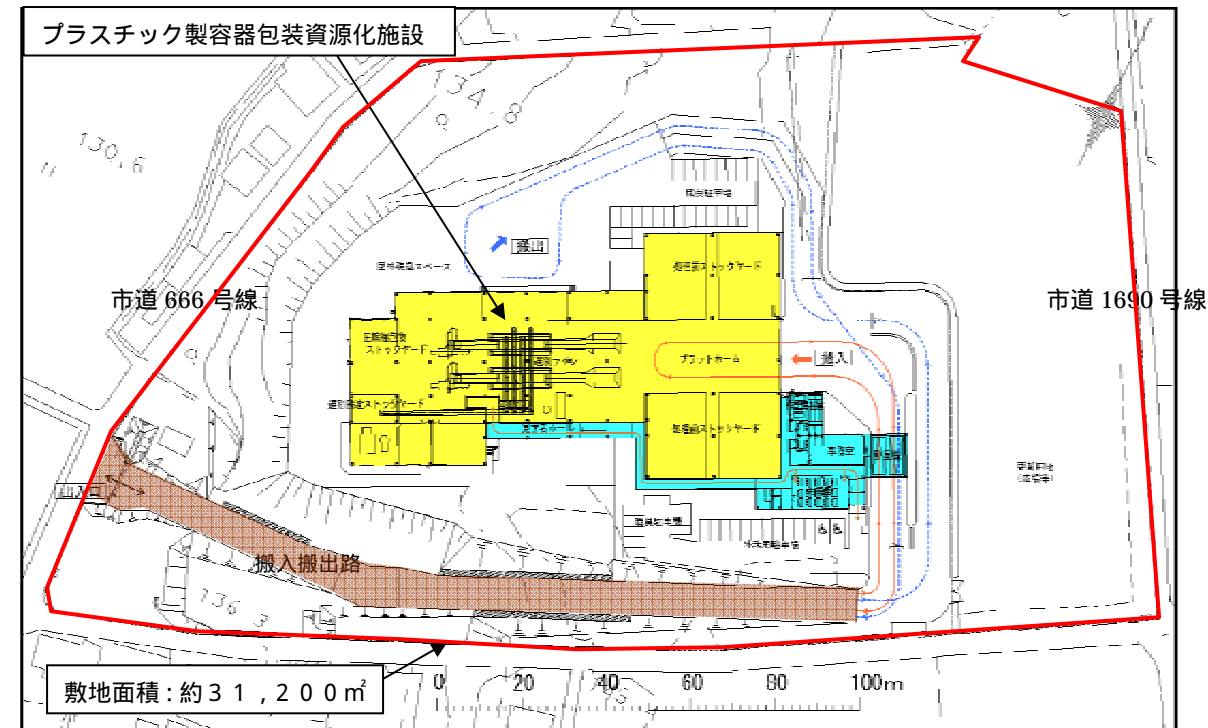
我が国では、一般廃棄物の減量化、資源化を図るため「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」(H. 7) や「循環型社会形成推進基本法」(H. 12) を制定し、循環型社会の構築を早急に進めているところである。

こうした中、本市では平成 18 年 3 月に「宇都宮市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの減量化と資源化を進め、資源系以外のごみの排出量を 20% 以上削減することを目標としたところであり、その施策のひとつとして、プラスチック製容器包装の分別収集を平成 22 年 4 月から開始することとしている。

このため、分別収集したプラスチック製容器包装を圧縮・梱包する中間処理施設として当該都市計画を変更し、宇都宮市プラスチック製容器包装資源化施設を追加するものである。

4 施設の整備概要

施設配置図（参考図）



(1) 処理能力

処理対象物	宇都宮市、上三川町から発生するその他プラスチック製容器包装（白色トイを含む）
処理方式	破袋、選別、圧縮梱包、保管
計画処理能力	36t/日（6t/時間×6時間/日、2系列）
計画稼働日数	年間256日（週5日稼働、年末年始4日休業）
搬入搬出台数	約73台/日（搬入 4tパッカー車約61台、搬出 10t車約12台）

(2) 建築物規模

項目	床面積（各室合計）	建物構造等	主な機能・設備
処理棟	約4,400m <sup>2</sup>	構造：鉄骨造 外壁：鋼板断熱パネル 高さ：約10～15m	プラットホーム ストックヤード（処理前、処理後） 選別・圧縮梱包ライン（2系列） 脱臭装置室、排水処理室、工作室
管理棟	約600m <sup>2</sup>		事務室、作業控室、会議室、見学者ホール等
合計	約5,000m <sup>2</sup>	（敷地の約15%）	

(3) 環境保全計画

項目	主な内容	
環境保全計画	水質	排水処理設備（プラント排水）、合併処理浄化槽（生活排水）
	騒音・振動	低騒音機器、防音カバー、吸音材等の建築材、制限速度の遵守等
	悪臭	脱臭装置（活性炭吸着式）、エアーカーテン、消臭剤噴霧装置等
	粉じん	サイクロン・バグフィルターによる集じん
緑化計画	既存緑地の利用、宇都宮市景観計画の準拠（周辺地域との調和等）	